

# 報告書

令和 6 年 5 月

墨田区再発防止検討委員会

## 目 次

はじめに	1
第1章 再発防止検討委員会について	2
1 再発防止検討委員会の目的	
2 再発防止検討委員会の概要	
(1) 委員構成	
(2) 開催状況	
第2章 事案の概要と経過	3
1 再発防止検討委員会の立ち上げの経緯等	
2 事案の概要	
(1) 概要	
(2) (事件発覚前からの) 経過	
第3章 再発防止検討委員会における議論と主な意見	6
1 本委員会が実施したアンケート調査の概要	
(1) 墨田区認可保育所対象アンケート調査	
(2) 当該保育所職員対象アンケート調査	
2 アンケート結果から整理された当該保育士の現状と課題	
(1) 保育所の体制や保育環境	
(2) 当該保育士個人の課題	
(3) 保育所内での人間関係	
3 委員の意見等	
(1) 保育所の体制や保育環境	
(2) 当該保育士個人の課題	
(3) 保育所内での人間関係	
(4) その他	

第4章 再発防止策の提言 ······ 9

1 不適切保育の未然防止

- (1) 虐待防止ガイドライン等の周知徹底
- (2) 保育環境の整備
- (3) 通報窓口の周知及び体制の強化
- (4) 児童の権利を守るという環境構築

2 保育施設等に対するサポート体制の充実

- (1) 巡回による支援の強化
- (2) 人材育成のための支援の強化

おわりに ······ 12

## はじめに

昨今、毎年のように保育士による虐待が発生し、報道がされています。このため、国では、保育所等における虐待を防止するため、令和5年5月に「保育所における虐待等の防止及び発生時の対応に関するガイドライン」を作成し、全国で虐待の防止等の取組が進められているところ、区内私立認可保育所の男性保育士が性的加害の疑いで逮捕されるという重大事案が発生しました。

区としては、決してあってはならない事案であると受け止め、本件事案の背景、原因等を検証し、必要な再発防止策を早期に検討するため、「墨田区再発防止検討委員会」を立ち上げました。検証にあたり、今後、このような重大事案を二度と発生させないという観点から、組織としてどのように対応すれば防ぐことができたのか、どういった運営の工夫をすれば未然防止に効果があるのか、等に着目し検討いたしました。

本報告書は、区内私立認可保育所において発生した事件を検証したものですが、保育の実施主体である区をはじめ、全ての保育施設等子どもに携わる機関の方々においても、改めて保育内容の検証においてご活用いただき、今後も子どもの権利と健康、安全が確保される環境づくりに努めていただくよう切に願います。

## 第1章 再発防止検討委員会について

### 1 再発防止検討委員会の目的

本委員会は、区内私立認可保育所(以下、「当該保育所」という。)に在籍する男性保育士(以下、「当該保育士」という。)が、保育中の園児に対する性的加害の疑いにより逮捕されたこと(以下、「本件事案」という。)を重く受け止め、本件事案が発生した背景、原因並びに課題を明らかにし、再発防止に向けて区が取り組むべき事項を明らかにすることを目的に立ち上げた。

本委員会は、本件事案に対する再発防止策の検討を目的とする。そのため、本件事案に係る特定の個人や関係者を明らかにし、さらに処罰を目的としたものではなく、また、被害者保護のため、本報告書では本件事案及び検討過程における詳細な内容は記載しないことにした。

### 2 再発防止検討委員会の概要

#### (1) 委員構成

墨田区職員及び保育の専門的知見を有する者と、外部の学識経験者で構成した。

	氏名	所属等
委員長	岸川 紀子	墨田区副区長
委員	西村 孝幸	墨田区私立保育園協会会長
委員	佐賀 豪	弁護士
委員	岩佐 一郎	墨田区企画経営室長
委員	中山 誠	墨田区総務部長
委員	酒井 敏春	墨田区子ども・子育て支援部長

#### (2) 開催状況

令和6年2月22日に第1回の再発防止検討委員会を開催した。計3回の議論を経て、同年4月25日の第4回に本報告書を取りまとめた。

	開催日	検討内容
第1回	令和6年2月22日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの経緯と現状について</li> <li>・事案の検証と課題の抽出について</li> </ul>
第2回	令和6年3月21日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該保育所職員へのヒアリングの報告について</li> <li>・区内保育所に対する再発防止アンケート等の調査報告について</li> <li>・再発防止に係る取組の検討について</li> </ul>
第3回	令和6年3月27日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区内保育施設等における再発防止に係る取組の検討について</li> </ul>
第4回	令和6年4月25日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再発防止策の提言の取りまとめ</li> </ul>

## 第2章 事案の概要と経過

### 1 再発防止検討委員会の立ち上げの経緯等

(1) 令和6年1月17日、当該保育士が、当該保育所に通う児童に対する性的加害の疑いで逮捕された。

この報道で、性的加害が発生したことが初めて公に知られた。これに先行し、令和5年12月28日、当該保育所に通う児童の保護者からの不適切保育事案に関する当該保育所への通報で園に発覚した。当該保育所は、保護者からの通報を受け、当該保育士に対する事実確認や保護者会に向かた対応等を進めた。翌29日、当該保育所は通報に関し、区に対して報告を行ったが、この時点では、逮捕容疑につながるような性的加害の報告はなかった。

令和6年1月4日、区は当該保育所からこれまでの経過報告を受領し、翌5日、当該保育所を訪問し、在籍する保育士等に対してヒアリングを実施した。その後も不適切保育に係る調査等を継続していたところ、同月17日、当該保育所は区に当該保育士が逮捕されたことを報告した。

(2) 性的加害が児童の心身に及ぼす影響は計り知れず、生涯にわたってケアを必要とするケースも少なくなく、犯罪行為そのものの責任は当該個

人に帰せられるが、それらを未然に防ぐことができなかつた当該保育所及び運営法人の責任は大きく、二度と同様の事例を起こしてはならない。

そのため、区は本件事案を当該保育士個人の問題としてのみ捉えるのではなく、保育施設の組織的問題として受け止め、背景、原因並びに課題を明らかにし、区内の保育施設全体での再発防止に努めるべく、区は保育の実施主体として再発防止検討委員会の立ち上げを決定した。

## 2 事案の概要

### (1) 概要

令和5年12月28日、当該保育所に通う児童の保護者から、保育所に通報が入る。帰宅後に保護者が児童から当日の保育の様子について確認をしたところ、当該保育所に在籍する男性保育士から不適切な行為を受けた旨の発言があった。その後、保護者は当該保育所を訪れ、当該保育士を含めた職員数名と事実確認を行つた。この時、当該保育士は指摘内容に関して覚えていない旨の発言をし、事実関係を明確に語らなかつた。

翌29日、当時の園長(以下、「前園長」という。)から区に対して、不適切保育事案が発生したという電話報告があつた。その際、逮捕容疑につながるような内容の報告はなく、不適切保育事案として事実関係を確認していくという内容に留まつた。

翌30日、当該保育所は緊急保護者会を開催し、不適切保育事案が発生したことへの謝罪と引き続き調査を行う旨の説明を行つた。また、今回の不適切保育に対する処分として、当該保育士を当面の間、自宅謹慎とした。

令和6年1月4日、前園長から前年12月29日の報告後の対応について区に報告があつた。翌5日、区は不適切保育事案として東京都に報告を行い、区による当該保育所職員に対するヒアリングを開始した。

その後、児童の保護者が所轄の警察署に被害届を提出し、警察による捜査が開始する。同月17日、警察は当該保育士を性的加害の疑いで逮捕した。同日、逮捕の事実の報道があり、当該保育所から区へ逮捕の報告があつた。

報道によれば、当該保育士は当該保育所にて午睡中に押入れの中やトイレ等において児童に対して性的加害を行い、その様子をスマートフォンで撮影しており、わいせつな動画や静止画のデータが見つかり、被害に遭つた児童は複数いると見られている。同年4月11日、当該保育士が5回目の逮捕をされた。

## (2) (事件発覚前からの) 経過

- ・令和4年4月1日  
当該保育士が当該保育所にて勤務開始
- ・令和5年12月28日  
児童の保護者から当該保育所に通報が入る  
当該保育所が当該保育士に対し聞き取りを実施  
当該保育士は事実関係を明確に語らず
- ・令和5年12月29日  
当該保育所の前園長が区に対し、不適切保育事案が発生したため  
事実関係を確認する旨の連絡を電話にて行う
- ・令和5年12月30日  
当該保育所が緊急保護者会を実施
- ・令和6年1月4日  
当該保育所の前園長が区に対し、これまでの経過を報告
- ・令和6年1月5日  
不適切保育事案として区が東京都に対し報告を行い、連携を図る  
区が当該保育所職員に対するヒアリングを開始
- ・令和6年1月9日  
当該保育所に通う児童の保護者に対し、区の対応等（相談窓口の設置及び  
当該保育所への巡回支援開始）に関する文書を区が送付
- ・令和6年1月10日  
区が当該保育所への特別巡回を開始
- ・令和6年1月17日  
当該保育士が性的加害の疑いで逮捕  
逮捕を受け、区は報道発表及び区内保育施設等への周知を実施
- ・令和6年1月18日  
当該保育所に対する特別指導検査を区と東京都が合同で実施
- ・令和6年1月19日  
今後の取組について、区が報道発表及び区内保育施設等への周知を実施
- ・令和6年1月26日  
当該保育所の運営法人が緊急保護者説明会を実施（区も同席）
- ・令和6年1月31日  
当該保育所に通う児童の保護者に対し、区の取組に関する文書を区が送付  
心理士による児童及び保護者の心のケアを区が開始
- ・令和6年2月8日  
当該保育士が2回目の逮捕

- ・令和6年2月22日  
第1回「墨田区再発防止検討委員会」開催
- ・令和6年2月27日、28日  
当該保育所に対する特別指導検査を区と東京都が合同で実施
- ・令和6年3月4日  
当該保育士が3回目の逮捕
- ・令和6年3月12日  
当該保育所に対する特別指導検査を区が実施
- ・令和6年3月15日  
当該保育所に対する特別指導検査を区と東京都が合同で実施
- ・令和6年3月18日  
当該保育士が4回目の逮捕
- ・令和6年3月19日  
当該保育所の運営法人が2回目の保護者説明会を実施（区も同席）
- ・令和6年3月21日  
第2回「墨田区再発防止検討委員会」開催
- ・令和6年3月27日  
第3回「墨田区再発防止検討委員会」開催
- ・令和6年4月11日  
当該保育士が5回目の逮捕
- ・令和6年4月25日  
第4回「墨田区再発防止検討委員会」開催

### 第3章 再発防止検討委員会における議論と主な意見

本委員会において経緯と現状、事案の検証を行う中で、以下のアンケートを実施することが決まった。以下、アンケートの結果とそれに基づく本委員会内部での議論や意見をまとめる。

#### 1 本委員会が実施したアンケート調査の概要

##### （1）墨田区認可保育所対象アンケート調査

令和6年3月墨田区認可保育所を対象としたアンケートを実施した。  
(85園中回答49園、回収率57%、主な質問項目は以下の通り)

- ・保育運営（一人で保育を行うことの改善策、園内で望ましくない保育

を発見した際の対応、職員間の協働性、当該保育士の対応)

- ・環境改善（園内の死角、保育記録カメラの設置、カーブミラーの設置）

#### （2）当該保育所職員対象アンケート調査

令和6年3月当該保育所職員33名を対象としたアンケート調査を実施した。

（33名中回答28名、回収率85%、主な質問項目は以下の通り）

- ・当該保育士が勤務中に現認できなかったことがあるか
- ・当該保育士が勤務中に一人または、園児と二人きりでいるところを見かけたことがあるか
- ・押入れの他に園児と大人が二人きりになれる場所が存在するか
- ・当該保育士の役職や仕事内容について気になる点はなかったか

## 2 アンケート結果から整理された当該保育士の現状と課題

#### （1）保育所の体制や保育環境

当該保育所では、交代で昼休憩を取得するため、午睡時は一人で保育に入ることが多くなっていた。

当該保育士は担当クラスを持たないフリーの保育士であったため、午睡中に一人で保育に入ることが多く、他の保育士等の目が届かない時間帯に性的加害が行われていたため、他の保育士等は全く気が付かない状況であったと考えられる。

また、各保育室に押入れがあり、その使用方法は各クラスに任されていた。押入れは、扉を閉めてしまうと中の様子が全く分からず、保育士等の私物を入れていることもあります、当該保育士が日中頻繁に押入れに入ることが不自然であると思われる状況ではなかった。

さらに、前園長は施設の運営を日常的に副園長に任せたまま、自ら関与することがあまりなかったため、管理責任者として園の状況を十分に把握できていなかった。

#### （2）当該保育士個人の課題

当該保育士は、保育ルールや服務に係る規定を守らないことが多い、たびたび周りの職員から注意を受けていた。さらに、注意を受けても、同様の行為を繰り返すということが多かった。しかし、当該保育所で唯一の男性保育士ということで、児童からの人気は高く、おんぶやだっこ、こちよこち

よ遊び等が頻繁に目撃されていた。その様子を気になる事としていた職員もいたが、キンシップやボディタッチはどこまでが適切でどこから不適切になるのか判断できなかつたという職員もいた。また、日頃から児童との対人距離が近いと感じている職員もいた。

### (3) 保育所内での人間関係

当該保育士は、前園長の息子であることから、採用時においても、また、その後の日常においても特別扱いを受けていたと感じていた職員がほとんどであった。また、当該保育士は保育に係る様々なルールを守らないことが多かつたが、当該保育士は特に年下の職員には態度が強いことが多く、前園長の息子ということもあり、注意がしにくい環境にあった。

## 3 委員の意見等

### (1) 保育所の体制や保育環境

- ・保育記録カメラの設置については、児童の人権に配慮する必要があり、いつでもどこでも見られる状態は好ましくない。一方で、抑止力の面や、何かあつた時に保育を守るために客観的な材料にはなる。
- ・一人保育の時間があることを前提に再発防止策を考えていく。また、ルールの周知が徹底されていない状況がある。会議等の中で定期的にルールを確認し、必要に応じて見直す等、全員が情報を共有するプロセスを踏むことで周知徹底が進む。
- ・保育記録カメラの設置やマニュアルは保育士を縛るものではない。保育士を守るためにのツールであり、保育施設としての管理責任を担保し、犯罪等を未然に防止するためのセーフティーネットである。
- ・保育現場の中で、必ず複数で保育するのは困難である。人に代わるものとして、保育記録カメラの試験的な導入と検証等が考えられる。抑止という視点が必要である。事件そのものは個人の犯罪だが、犯罪を起こした温床にあたるようなものが防げなかつたのかを考えるとよい。例えば、施設長が最終責任者であるという意識の欠如。当該保育所及び運営法人のガバナンスの問題等。そして、環境面では、死角の問題。倉庫や押入れはどの保育施設にもあるもの。そこが死角になるという視点は今まで持つていなかつたと思う。

### (2) 当該保育士個人の課題

- ・アンケートから、計画的な犯行であることが読み取れる。こちよこちよ

遊び等を繰り返すことで、触る場所をエスカレートさせていく、保護者に言わない児童を見極める等のステップを踏んでいると考えられる。そして、午睡時等の一人で保育をする時間というのは、加害の対象者を誰にするかという時間に使われている可能性がある。保育士を常に複数配置することが現実に難しい中で、対策の一つとして考えられるのは、児童への教育による予防である。プライベートゾーンを触られたら声を上げる、他の保育士等に報告する等、どうすればいいのかを日頃から教えることで被害を減らしていくことができる。また、これだけの職員にアンケートをとっても、誰一人見たことがない、と答えている。それだけ、狡猾に行われるのだと肝に銘じるべきである。

- ・児童にこうした教育を行っていることを職員に認識させることで抑止力にもなる。児童が気付く仕組みを保育施設や保護者と共有することで、最終的に加害者に犯行を諦めさせることになる。

#### (3) 保育所内での人間関係

- ・ルール違反がある時に話し合える環境があるか。年下が年配者には言いづらいことはあると思うが、そのような時に、管理者である園長にきちんとと言える関係性が作られているかが大切である。

#### (4) その他

- ・今回は、区内私立認可保育所での事件だが、区も保育の実施者として当事者である。ルール(仕組み)作りを考え、権限と役割の分担が大事である。区と運営法人がそれぞれの権限の中でルールを作っていく。
- ・区の公益通報制度を活用した不適切保育の通報を促す周知もすべきではないか。

### 第4章 再発防止策の提言

上記議論及び意見を踏まえ、本委員会は区に対し、再発防止に向けて以下の通り提言を行う。

#### 1 不適切保育の未然防止

##### (1) 虐待防止ガイドライン等の周知徹底

令和5年5月にこども家庭庁が策定した「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」を区内保育施設等に改めて

周知徹底とともに、さらに「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」の改正に基づき、保育士採用時の「保育士特定登録取消者管理システム」の活用についても周知徹底する必要がある。

当該保育士による性的加害は計画的な犯行であった可能性が高いことから、類似被害の発生を防ぐためには採用段階から予防することの重要性が高まったといえるため、上記のような周知徹底は必要不可欠である。

#### (2) 保育環境の整備

区内の各保育施設において、施設内の死角を減らすための環境整備（保育記録カメラの設置、扉等の透明化、カーブミラーの設置等）を進めることを求める。ただし、子どものプライバシー保護に関する配慮は必要である。

保育士等の人員配置や保育施設運営の観点から、複数の職員による保育を徹底することは現実的ではないため、設備の改善によって予防に資するものは導入していくべきである。

#### (3) 通報窓口の周知及び体制の強化

保育士等が通報するための窓口として、区の公益通報制度が存在することを区内保育施設等に周知徹底する必要がある。また、通報があった際の対応についても、より適切な対応が実施できるように、さらなる体制の強化に努めなければならない。

本件事案では、当該保育士の人的関係から、職場内でのコンプライアンス遵守や職員教育が徹底できなかったという背景があるため、組織内部の監督が十分に機能することも重要であるが、それが万が一機能しなくなつた場合に備えて、外部機関による監督が機能する体制も整備すべきである。

#### (4) 児童の権利を守るという環境構築

性的加害を含めた児童への権利侵害を未然に防ぐためには、本件に限らず同種加害が周囲に秘密裏に行われることを鑑みると、職員に対する教育を徹底するだけでなく、被害を受ける側である児童が自身への権利侵害に気付くことができるような環境も構築することが重要である。そのため、児童及び保護者を対象とした権利擁護教育を実施すべきである。

本件事案では、当該保育士は日常の保育活動の中で、被害を受けても訴

え出ない児童を選別していたことが疑われ、結果、複数の児童が被害に遭う事態になるまで誰も気づけないままでいた。そのため、児童本人が自身への権利侵害に気づけるように教育を受けること、また、そのような教育を受けていることを保護者や職員が把握することそれ自体が、類似被害の予防に資するものである。

## 2 保育施設等に対するサポート体制の充実

### (1) 巡回による支援の強化

区内保育施設等への巡回による支援にあたっては、以下の視点を強化して行うことを求める。

- ・職務ルールが定められ、円滑なコミュニケーションのもとで共有されているか
- ・施設内の死角を把握しているか
- ・職員の人間関係をどのような方法で把握しているか
- ・運営法人との連携は取れているか
- ・保護者対応で困っていることはないか

保育の実施主体である区の定期的な巡回を通じ、第1項記載の予防の視点が保育施設等で実際に採用されているのかを確認し、不十分な点には支援を入れることで、予防の実効性を確保することは重要である。

### (2) 人材育成のための支援の強化

保育士等による虐待や不適切保育を未然に防ぎ、さらに墨田区における保育の質を向上させるためにも、区内保育施設等に従事する全ての保育士等を対象とした研修をより積極的に実施し、これまで以上に人材育成に力を入れていく必要がある。

本件事案のような児童に対する被害の予防においては、職員の間で、不適切なことは不適切であると発言しあえる環境が必要であり、外部研修で得た知見を勤務先である保育施設等にフィードバックする等、職員間の意識を高めあう機会を用意することは極めて重要である。

## おわりに

本委員会は、令和6年2月から同年4月までの期間の中で、集中的に議論を進めてきました。本件事案については、なぜ性的加害を未然に防ぐことができなかつたのか、当該保育士が犯行に至る前に周囲は対応することができなかつたのか等、必要な調査や議論を行ってきました。その中では、当該保育士と前園長が親子関係にあったことにより、当該保育士への適切な指導が徹底されていなかつたことや、前園長が園運営に積極的に関与していなかつたことにより、適切な人材育成や保育所運営がなされていなかつた等の問題点が明らかになりました。

保育士による性的加害は、被害に遭った児童やその家族、関係者に対して、長く重い負担を背負わせてしまうものであり、決してあってはならないことです。区は、本件事案を重く受け止め、今後、同様の事案が二度と起こることがないよう、取り組んでいかなければなりません。

本報告書の再発防止に向けた提言については、区が、公立・私立の区別なく、子どもの最善の利益を保障するという共通の目標を持ち、不断の決意を持って取組を進めていくことを切に願います。